

# 大阪府における行政の福祉化の取り組みについて

## 行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取り組み』であり、全庁的に進めている。

## 行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H11～H15）

◎平成11年11月 副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

### 取り組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに対し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！
- 健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない！

あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取り組む

- 「福祉は担当部局のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく！

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化

⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

### 概要

これまでの取り組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
  - ⇒ ・総合評価一般競争入札制度の導入
  - ・府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取り組み 等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成11～16年度）
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
  - ⇒ ・グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
  - ・府立高等学校余裕教室の福祉的活用 等
- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
  - ⇒ ・非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
  - ・知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用 等

### 報告書策定以降の取り組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の視点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出
- 平成19年度からの大阪版市場化テストにおいても就職困難者の雇用を創出
- 平成29年度、行政の福祉化のさらなる推進のため、社会福祉審議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し「行政の福祉化の推進のための提言」がとりまとめられた。

## 庁内の推進体制

座長：福祉総務課長 構成員：各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

## 主要項目における取り組み結果（令和5年3月末時点）

### ◎官公需発注等による、就職困難者等の雇用・就労支援の状況

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	100	
大規模（10施設）	82	平成15年度～全国初の取り組み
中規模（8施設）	18	平成18年度から実施：府民センター（6箇所）及び府立大学府羽曳野キャンパス等
指定管理者制度（70施設）	410	新規雇用者数+契約期間における既雇用者数
合計	510	

### ◎既存資源の福祉的活用

- ・知的障がい者、精神障がい者のグループホームの開設にあたり、府営住宅を累計512箇所(832戸)提供（継続事業）

### ◎公務労働分野における就労促進

- ・8名のひとり親の家庭の親を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
- ・知的障がい者29名及び精神障がい者6名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）  
※知的障がい者の配置については、23年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。  
精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。
- ・令和2年度より教育センターにて知的障がいのある府立学校卒業生を雇用する教育庁ハートフルオフィスを設置。

### ◎市町村への働きかけ

- ・総合評価入札制度（プロポーザル含む）導入市町 20市（R4.3.31時点）

### ＜参考＞

- ・大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は44.6%と未だ低い状況にある。（R4.6.1時点）  
※民間企業の法定雇用率は2.3%

## 「行政の福祉化の推進のための提言」以降の取り組み

◆平成31年4月1日、ハートフル条例に行政の福祉化の理念を取り入れ改正・施行

①ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大

②公契約における就職困難者の就労支援の推進

- ◆R1より指定管理者制度において支援組織活用について加点
- ◆R1.7.26 障がい者分野（1団体目）の支援組織を認定
- ◆R2.7.31 障がい者分野（2団体目）および生活困窮者分野の支援組織を認定

③ひとり親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに取り組む企業等への表彰制度を創設

『プレイヤー（担い手）の拡大』と、困難を抱える人の『働く分野の拡大』の拡大を実現し、すべての人がその人らしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指す